明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業二）　一

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一〇五～一〇七）　二
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一〇八、一〇九）
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一一〇～一一三）
○天皇皇后両陛下は第四十一回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁七）
○健康増進法第五十一条の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の休止を許可する件（消費者庁五）
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一六五〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七〇、一〇七一）
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定する件（同一〇七二、一〇七三）　三
○道路に関する件（東北地方整備局一〇四）
○道路に関する件（関東地方整備局二八六～二八九）
○浄化槽の型式を認定した件（同二九〇）
○浄化槽の型式の認定を更新した件（同二九一）
○道路に関する件（中国地方整備局八九）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示七）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の営業の停止命令関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二九

省令

○農林水産省・経済産業省令第二号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百十条第二号及び第二百六十条の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十月二十四日

農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第九十八条の三　法第二百十条第二号の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる委託者等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	**第九十八条の三**　法第二百十条第二号の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる委託者等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　個人である委託者等（以下この項において「個人委託者等」という。）　信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）	一　個人である委託者等（以下この項において「個人委託者等」という。）　信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）
イ　［略］	イ　［略］
ロ　信託契約において、受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は主務大臣の指定する者（以下この号において「弁護士等」という。）とすること。	ロ　信託契約において、受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は主務大臣の指定する者（以下この号において「弁護士等」という。）とすること。
ハ～ヨ　［略］	ハ～ヨ　［略］
二　［略］	二　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］